

がん保障 **特約**
充実 PACK
パワーアッププランⅢ

「生きる」を創る。
Aflac

新がん保険をご契約のみなさまへ

現在のご契約は
がんの
入院給付金 在宅療養給付金
がメインの保障です。

でも、
ご安心ください

プラス

〈充実パック〉をプラスすると **上皮内新生物もカバー** できます。

● 相談・照会・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。詳しくは「注意喚起情報」をご確認ください。

照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック
コールセンター

通話料
無 料

0120-5555-95

受付
時間

月曜日～金曜日
9:00～18:00
土曜日
9:00～17:00
※祝日を除きます。

<ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。>

◎本冊子に記載の保険料および保障内容などは2018年4月2日現在のものです。

◎本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

◎20名様以上のご契約を条件に、個別にご契約されるより保険料はお安くなっています。

◎退職(脱退)されても、契約をご継続いただけます。(保険料は個別料率に変わります。)

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店>

<引受保険会社>

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

URL <https://www.aflac.co.jp/>

アフラックは代理店制度を採用しています。
募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

No.1 がん保険
医療保険
保有契約件数
平成30年版 インシュアランス生命保険統計号
約**4世帯に1世帯**がアフラックの保険に加入
(詳細はホームページをご確認ください)

アフラックの大切なこと、あなたに伝えたい!
しっかりお知らせ宣言

お客様に特に知ってほしいこと、理解してほしいことを、
しっかりお伝えするために、**!**マークを付けました。

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで ご案内する保障分野	がんの保障	このパンフレットではご案内しておりません
対応する 商品・特約	充実PACK	病気やケガの保障 介護や障がいの保障 死亡時の保障 貯蓄 (教育資金や老後生活資金準備など)

この「パンフレット」「契約概要」とあわせて、
「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

充実パック パワーアッププランⅢ「標準型」新がん

団体(集団) 取扱・月払

中途付加用

大切に保管してください



〈充実パック〉の保障が始まる日以後に診断確定されたがん（悪性新生物）・上皮内新生物（大腸の粘膜内がん、子宮頸部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がんなど）の保障

〈このようなときお支払いします〉

	がん保険 充実パック 特約 パワーアッププランⅢ 【標準型】 プラスする保障（1口あたり）		対象		保険期間	お支払いの限度 （お1人につき）	ご確認ください
	ご本人の保障	ご家族の保障	がん	上皮内新生物			
入院給付金 がん・上皮内新生物の 治療目的で入院したとき 日数無制限	1日につき 15,000円	1日につき 10,000円	○	New	終身	日数は無制限	治療処置を伴わない検査、 リハビリテーションなどのための 入院はお支払いの対象になりません。
在宅療養給付金 入院給付金の支払われる 20日以上継続入院後退院し、在宅療養したとき 回数無制限	1退院につき（退院時に） 20万円	1退院につき（退院時に） 15万円	○	New	終身	回数は無制限	退院日の翌日以後20日以内に死亡または再入院した場合、次回に支払われる給付金・死亡保険金、または死亡払戻金から下記の金額を差し引きします。 ご本人の場合：20万円－10,000円×在宅療養日数 ご家族の場合：15万円－7,500円×在宅療養日数
死亡保険金 がんを直接の原因として死亡したとき	150万円 （死亡時の年齢が満65歳以降 75万円）	100万円 （死亡時の年齢が満65歳以降 50万円）	○	—	終身	—	—
死亡払戻金 がん以外で死亡したとき お子さま*1には死亡払戻金はありません。	15万円 （死亡時の年齢が満65歳以降 7.5万円）	10万円 （死亡時の年齢が満65歳以降 5万円）	—	○	—	—	・個人契約の場合、契約日からその日を含めて2年を経過した日以後に、主たる被保険者が、がん以外で死亡した場合。家族契約の場合、責任開始日以後に夫婦がともに死亡し、そのいずれか最後の方が、契約日からその日を含めて2年を経過した日以後に、がん以外で死亡した場合。 ・〈充実パック〉ご契約後も、死亡払戻金（がん以外）の保障は変わりません。

*1 ご契約の形態が個人契約の〈子供特約〉もしくは家族契約のお子さま

生涯保障



ご契約コースについて

〈充実パック〉のご契約コースは、現在ご契約の「がん保険」の契約形態によって、いずれかをお選びいただけますが、下記の点についてご注意ください。

現在ご契約の「がん保険」の契約形態	〈充実パック〉のご契約コース
個人契約	ご本人コース（ご本人のみ）
個人契約＋子供特約	ご本人コース（ご本人のみ） または ご本人コース（ご本人＋お子さま）*2
家族契約	ご家族コース（ご夫婦のみ） または ご家族コース（ご夫婦＋お子さま）

*2 「ご本人コース（ご本人＋お子さま）」の場合には、最初から配偶者の保障はありませんのでご注意ください。

- お選びいただく〈充実パック〉のご契約コースによっては、主契約（現在ご契約の「がん保険」）で保障される部分と〈充実パック〉で保障される部分とで被保険者の範囲が異なる場合がありますので、ご注意ください。
- ご本人コース、ご家族コースともに主契約の主たる被保険者が「ご本人」となります。主たる被保険者が従たる被保険者（配偶者・お子さま）によって、保障が異なりますので、上記の保障内容をご確認ください。
- 「ご家族コース」で保障の対象となる配偶者は、主契約の主たる被保険者と同一戸籍の方とします。
- 「ご本人コース（ご本人＋お子さま）」「ご家族コース（ご夫婦＋お子さま）」で保障の対象となるお子さまは、主契約の主たる被保険者と同一戸籍で満23歳未満のお子さまとします。
※この条件に該当しているお子さまであれば何人でも保障します。
また、契約後に生まれたお子さまも保障の対象となります。

ご本人コース（ご本人のみ）以外のパターンでご契約いただいたときには、下記の場合に、保障の範囲が変わります。

- ① 保障の対象となっていた配偶者が主たる被保険者と同一戸籍でなくなった場合
→ 同一戸籍でなくなった配偶者の保障はなくなります。
- ② 保障の対象となっていたお子さまが主たる被保険者と同一戸籍でなくなった場合
→ 同一戸籍でなくなったお子さまの保障はなくなります。
- ③ 保障の対象となっていたお子さまが満23歳になった場合
→ 満23歳になったお子さまの保障はなくなります。
- ④ 保障の対象となっていた配偶者が死亡した場合
→ 死亡した配偶者の保障はなくなります。

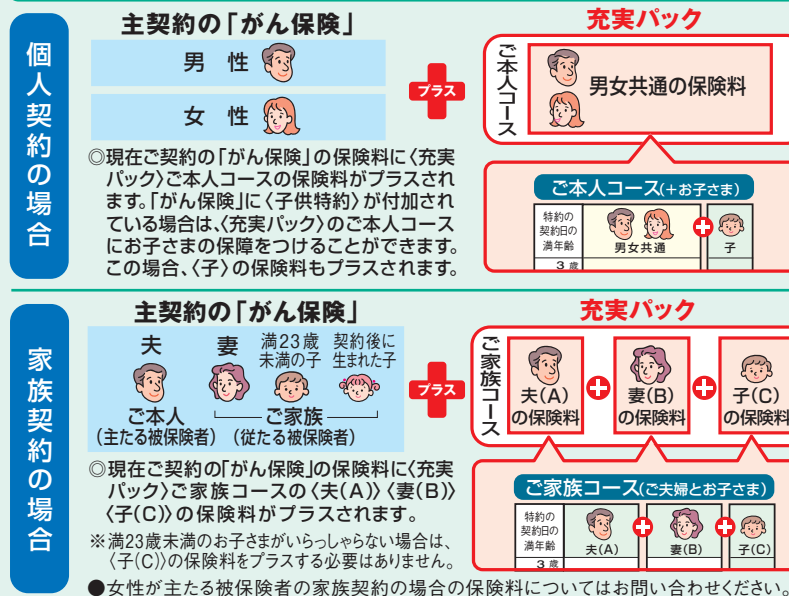
上記①～④の場合、保険料が変更となる場合や契約内容変更などのお手続きが必要になりますので、当社または募集代理店にお問い合わせください。



保険料について

今後お払込みいただく保険料は、現在ご契約の「がん保険」の保険料に今回お申込みの〈充実パック〉の保険料がプラスされ、下記ようになります。左記「ご契約コースについて」および保険料表とあわせてご確認ください。

今後お払込みいただく保険料

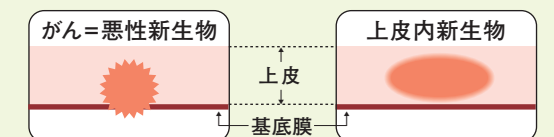


- 「妻」〔子（満23歳未満）〕とは、主たる被保険者と同一戸籍上の「妻」〔子〕であることが必要です。
- 〈充実パック〉の上記のお子さまについては、①満23歳になったとき②主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき、のいずれかに該当した場合に、保障対象外となります。
- すべてのお子さまが①または②の事由に該当し保障対象外となった場合には、〔子型〕の解約手続きが必要となりますので、ご注意ください。

「がん」と「上皮内新生物」の違い

この保険の「がん」とは、「悪性新生物」のことをいいます。「上皮内新生物」は一般に浸潤もなく転移の可能性もありません。

子宮頸部の場合：「がん」と「上皮内新生物」の違い



基底膜を越え、「浸潤」している
→血管やリンパ管を通じ全身に「転移」する可能性がある

基底膜を越えていない
→「浸潤」「転移」の可能性がない

- ・上皮内新生物には、子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん、皮膚のボーエン病などが含まれます。
- ・がん・上皮内新生物には子宮筋腫などの「良性新生物」、子宮頸部の軽度異形成などは含まれません。

◎詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

注意喚起情報

ご契約に際しては、保険契約者様(保険契約を結ばれる方)および被保険者様(保障の対象となる方)ともにご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。

1. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

●契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。

2. お申込みの撤回または解除について(クーリング・オフ制度)

●お申込者またはご契約者(以下「お申込者など」といいます)は、ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。お申込みの撤回などは、必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社あてに発信してください。書面(ハガキ、便箋)には、お申込みの撤回などの意思を明記し、お申込者などの氏名・フリガナ・住所をご記入ください。

●この場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

●つぎの場合には、お申込みの撤回などのお取扱ができません。

- ・当社が指定した医師の診査を受けた場合
- ・すでに契約したご契約の内容を変更する場合

3. 告知義務について

●ご契約者や被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。ご契約に際しては、被保険者の健康状態、ご職業など「告知書」上で当社がおたずねすることがらについて、事実をありのままに正確にもれなくご記入(告知)ください。

医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にあるいままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

●申込書は、ご契約者ご自身で記入し、ご記入内容を十分お確かめのうえで、ご署名をお願いします。また、被保険者欄のお名前および告知書は被保険者ご自身で正確にご記入ください。

●生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がありませんので、口頭でお話しされても告知していたことにはなりません。

●当社では、お客様の健康状態、ご職業などに応じてご契約の引受対応を行っています。ご契約をお断りすることもあります。保障の一部を制限するなどの条件をつけてお引受けできることもあります。傷病によっては条件をつけずにお引受けできることもあります。

●当社の社員または当社で委託した担当者が、ご契約のお申込後または給付金・保険金・年金などや保険料払込の免除のご請求の際に、お申込みの内容やご請求の内容などについて確認させていただく場合があります。

●当社が告知書でおたずねすることがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合、所定の期間内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。所定の期間を経過しても、給付金・保険金・年金などの支払事由が所定の期間内に生じていた場合などには、保険契約を解除することがあります。この場合には、給付金・保険金・年金などの支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできませんし、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。解除の際にお支払いする払戻金があれば、ご契約者にお支払いします。

※上記の場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

4. 保険証券などについて

●ご契約をお引受けしますと、「保険証券」または「裏書のお知らせ(承認通知書)」などをご契約者にお送りいたします。

●「保険証券」などの内容が、お申込みの内容と相違していないかご確認ください。万一、内容が相違していたり、ご不審点がありました場合には、すぐに当社または募集代理店にご連絡ください。

5. 保障の開始(責任開始)について

●当社が、ご契約上の保障を開始する時期(日)を、責任開始期(日)といいます。特約中途付加については、ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合「第1回保険料のお払込みが完了した時と付加(契約)日のいずれか早い時」を責任開始期(日)とし、その時から保障を開始します。ただし、保険種類や特約の内容などによりましては、「第1回保険料のお払込みが完了した時と付加(契約)日のいずれか早い日」または「特約の契約日」から3か月を経過した日の翌日から保障を開始する場合があります。詳細は「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

●当社の生命保険募集人はお客様と当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

6. 給付金・保険金などが支払われない場合について

●つぎのような場合には給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。詳しくは「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

- ・責任開始期(日)より前の病気・ケガの場合
- ・告知内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除された場合
- ・保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金・保険金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

- ・給付金・保険金などを詐取る目的で事故をおこしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- ・保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効している場合
- ・免責事由に該当した場合 など

7. 保険料の払込猶予期間・失効・復活について

●保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間がありますが、お払込みがいまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。ただし、一部の商品については、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、あらかじめ申し出がない限り、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。

●効力を失ったご契約でも、失効した日から1年以内(保険種類によっては3年以内)であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、あらためて告知をしていただく必要があります。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。

8. お申込みのご契約が更新型、または更新型の特約が含まれている場合

●更新後の保険・特約には、更新日現在の普通保険約款、特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。

9. 解約と解約払戻金について

●ご契約を解約すると、それに付加された特約も同時に解約となります。

●生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の給付金・保険金・年金などのお支払いに、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、多くの場合解約払戻金は全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(「解約払戻金額は、契約年齢、性別、保険期間、経過年数などによって異なります」)

●保険種類によっては解約払戻金がないものがあります。低解約払戻金型・低解約払戻金特則が付加されている保険種類は、解約払戻金がない、または削減されているものがあります。詳細は「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

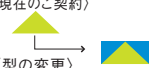
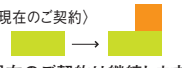
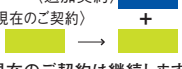
10. 新たな保険契約への乗り換えについて

●現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- ・多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特にご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。(「9.解約と解約払戻金について」をご参照ください)
- ・一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- ・新たな保険契約については、あらためて告知(または診査)が必要になります。被保険者の健康状態などによりご契約をお引受けできない場合があります。

11. ご契約内容の見直し方法について

●一般的につぎのような方法があります。

	特 長	しくみ	保 険 料
がん保険の型の変更	保障額の見直しと同時に、保険の種類、付加する特約などを総合的に変更することができま	〈現在のご契約〉  〈型の変更〉 現在のご契約は消滅します。	現在のご契約の契約日における満年齢にもつき、型の変更日における保険料率によって新しいご契約の保険料を計算します。また、新保険料には新しい保障内容に切替えるための調整金が含まれます。
特約の中途付加	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、さらに保障内容を充実させることができます。	現在のご契約に特約を新たに付加して保障を大きくする方法です。 〈現在のご契約〉  現在のご契約は継続します。	中途付加時の満年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。
追加契約	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 〈追加契約〉 〈現在のご契約〉  現在のご契約は継続します。	新しい保険のご契約時の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。
契約転換制度下取り制度	保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	現在のご契約を解約することなくその保険料積立金を新しいご契約の一部に充当する方法です。 〈現在のご契約〉  〈(保険料積立金)〉 現在のご契約は消滅します。	契約転換制度ご利用時の満年齢、保険料率により保険料を計算し、保険料積立金の充当により割り引いた保険料をお払込みいただきます。

●保険料はどの方法を利用するかによって異なります。

●ご契約の形態によっては特約を付加できない場合があります。

●それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により所定の条件を満たすことが必要となります。ご契約の種類によっては、ご利用できない方法もあります。

●いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項をまとめています。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。保障開始やお支払いについてなど保険商品ごとの詳細については、「パンフレット」「契約概要」や「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

12. 給付金・保険金などのお支払手続きに関する留意事項について

●お客様からのご請求に応じて、給付金・保険金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金・保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当社コールセンターまたは担当代理店までご連絡ください。すみやかにお受け取りに必要な書類をお送りいたします。請求手続きについては当社ホームページでもご確認ください。

●支払事由については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

●給付金・保険金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますのでご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

●被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別の事情がある場合、保険種類によっては、同居のご親族などが被保険者に代わってご請求いただける場合があります。詳しくはお問い合わせください。

●代理請求人があらかじめ指定されている場合には、指定代理請求人に対して、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

その他重要事項

個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)

●プライバシーポリシー

当社は「アフラックの個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これもとつて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号(マイナンバー)および特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます。))を含みません。特定個人情報等については、「特定個人情報等の取扱いについて」をご確認ください。

●お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②当社、その関連会社・提携会社が取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④その他保険業に関連・付随する業務

●センシティブ情報

当社は保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲内に限り、保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

●代理店制度

当社は代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。

なお、当社指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

- ①ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店(お客様担当代理店)
- ②保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの案内・提供・維持管理などを行っている代理店(企業等担当代理店)
- ③お客様担当代理店または企業等担当代理店が提携する当社の承認を受けた代理店
- ④保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店
- ⑤その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

●団体(集団)などの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにお客様の個人情報を、当社と団体(集団)取扱契約を取り交わしている団体(集団)や、お客様が指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供します。

●再保険

保険会社は、お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の出再を含みます)を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

特定個人情報等の取扱いについて

●特定個人情報等の利用目的・利用

・当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

お問い合わせ、お申込みは
(募集代理店)

アフラックは代理店制度を採用しています。
募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

13. 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合について

●保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した給付金額、保険金額、年金額などが削減されることがあります。

●当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。その会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約の際の給付金額、保険金額、年金額などが削減されることがあります。詳細については「ご契約のしおり」をご覧ください。か生命保険契約者保護機構にお問い合わせください。

14. お客様からの照会・苦情・相談などのご連絡先

●保険に関する苦情・相談・確認などありましたら、当社募集代理店または当社窓口でお受けいたします。

●この商品に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

●(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp/)

●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

●契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申込みいただいた場合には、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、つぎの項目を(一社)生命保険協会に登録します。

- ①保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ②死亡保険金額・災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日(復活日、復旧日または特約の中途付加日)
- ⑤取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その契約内容との相互照会を行います。

●支払査定時照会制度

当社は、各生命保険会社など*とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または共済契約など(以下「保険契約など」といいます)の解除、取消しまたは無効の判断の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記「相互照会事項」の全部または一部について、共同して利用します。

*「各生命保険会社など」とは、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

●相互照会事項について

(一社)生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおりです。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故
- ※②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。支払査定時照会制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」のほか、当社または(一社)生命保険協会のホームページをご確認ください。

●開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

◎記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。

(引受保険会社)

Aflac

アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

URL <http://www.aflac.co.jp/>

コールセンター 0120-5555-95

月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 ※祝日を除きます。